

令和7年度第4回大阪府環境影響評価審査会 議事録

令和8年2月6日

開会 午後3時00分

○佐藤課長補佐 それでは定刻になりましたので、ただいまから今年度第4回目の大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。事務局の佐藤でございます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。初めに事務的なことをいくつか申し上げます。マイク・カメラは、普段はオフにさせていただき、オンオフの切り替えはご自身でお願いいたします。ご発言の際は手を上げるボタンでお知らせください。不具合が生じたなどのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いいたします。この会議は府の指針に従って、傍聴席を設けて公開で開催しております。また、インターネット上で会議資料もご覧いただけるようになっております。現在、11名の委員のご出席をいただいております。定足数を満たしております。吉田長裕委員と、渡辺委員は少し遅れてのご出席で、岡委員、和田委員におかれましては所用のためご欠席とのご連絡をいただいております（渡辺委員は15:14から出席したが、吉田長裕委員は欠席であった）。あらかじめご欠席の委員には、先日ご意見を頂戴し、会議資料に反映させていただいております。会議資料は委員の皆様事前にメールでお送りしておりますが、説明の際はできるだけ画面投影する形で表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧にしていますので、ご参照いただければと存じます。それでは近藤会長、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○近藤会長 はい、近藤です。それではですね、早々ですけれども議題の一つ目ですね、（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書についての審議に入りたいと思います。この方法書の審議につきましては、10月2日に当審査会が大阪府知事から意見照会を受けて以降、現地調査会にご参加いただくとともに、5つの専門調査部会において精力的にご審議いただきました。また、大気騒音部会と事業計画部会については、本件の事業特性を勘案して合同で開催することとし、6名の委員の方々に総合的に審議、質疑を重ねていただきました。各専門調査部会で行っていただいた審議の結果を、今回、事務局で一つにまとめてもらいましたので、本日は全体を通した審議を行い、当審査会から大阪府知事に回答する意見を取りまとめたいと思います。委員の皆様方には、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは、事務局から検討結果案の内容についてご説明をお願いいたします。

○良田主査 はい。事務局の良田でございます。

では、資料1の検討結果についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の3枚目、目次をご覧ください。本検討結果案は、Ⅰの方法書の概要、Ⅱの検討結果、Ⅲの指摘事項で構成しておりまして、別紙といたしまして、忠岡町長意見、岸和田市長意見、泉大津市長意見、知事に提出された意見の概要、事業者提出された意見の概要及び事業者の見解を添付しております。Ⅰの概要は、方法書の内容を抜粋したものでございまして、今回は説明を割愛させていただきます。Ⅱの検討結果は、各専門調査部会で環境項目ごとにご審議いただいたものを取りまとめたものでございまして、各項目の課題については、Ⅲの指摘事項としてまとめております。各部会で詳細な内容をご審議いただいておりますので、本日の説

明では指摘事項につながる課題のある項目のみをご説明させていただきたいと思ます。

それでは、32 ページ検討結果の全般的事項からご説明をさせていただきます。ここでは事業計画全般に係ることをまとめております。課題につながる箇所を中心にご説明させていただきます。32 ページの(1) 事業計画、事業計画の概要ですけれども、本事業は忠岡町と大栄環境株式会社をはじめとした3社から構成される事業グループとの間で締結された公民連携協定に基づきエネルギー回収施設及びリサイクル施設を整備運営するというものでありまして、災害廃棄物を含む一般廃棄物と産業廃棄物を処理し、廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画となっております。

33 ページの事業計画地の立地についてですけれども、令和6年3月末で運転を終了している旧クリーンセンターが設置されていた場所において事業を実施するとしており、住居等の環境上保全を要する物件が立地する旧海岸線まで900m以上の距離が保たれているとしております。

35 ページに飛び、オ) の施設規模です。エネルギー回収施設の平均処理計画量は1日当たり200トン、リサイクル施設の平均処理能力は1日当たり50トンとしております。焼却施設の処理能力の設定根拠を事業者を確認したところ、発電した電力を場内で利用するほか、余剰電力を地域で利用できるようにするため、少なくとも1日あたり70トン以上の規模が必要であり、熱回収効率を向上させるため規模の大きな施設とする必要があり、災害廃棄物の処理を速やかに行い、早期復旧に協力できる十分な処理能力を確保することから、施設規模を設定したと回答がありました。また、将来CCUを導入した場合に、自立運転によるCO₂回収を可能とするため、メーカーヒアリングにより、焼却施設の平均処理計画量を1日あたり200トンとしたとしております。

36 ページに移りまして2行目、破碎選別施設の施設規模の設定の考え方について記載をしております。破碎選別施設の1日あたりの最大処理能力784.8トンというのは、取り扱う廃棄物の種類のうち、がれき類を単体で取り扱った場合を想定した値とのことですが、実際の事業実施にあたっては、がれき類を単体で処理することはなく、平均処理量として1日あたり50トンを想定しているとの回答がありました。

12行目からのカ) の焼却方式についてですが、計画施設においてストーカ炉を選定した理由について事業者を確認したところ、大栄環境グループにおいて、令和5年に新たに稼働した焼却施設において、ストーカ炉を採用しており、安定した処理ができていること、水分や可燃分の含有量の異なるさまざまな廃棄物を安定的に処理することが可能であること、ごみ焼却において、全国での実績も高く、技術的に成熟していること、熱回収効率が高く、エネルギーの有効利用が図れることから選定したと回答をいただいております。

23行目からの排気筒の高さですけれども、高さを50mに設定した理由について事業者を確認したところ、大栄環境グループの既存の焼却施設の排気筒の高さを参考にしており、これらの施設の周辺において、大気質に関して問題となるような事象は確認されておらず、同様の施設仕様で処理能力、排ガス量、排ガスの性状もほぼ同程度である和泉エネルギープラザの環境影響予測結果を踏まえて50mに設定したとの回答がございました。

37 ページ発電計画ですけれども、2行目からです。廃棄物の焼却処理に伴う排熱により生成した蒸気を利用してタービンを回し、発電する計画としており、発電出力の計画値は4,950kWとしております。また、得られた電力は事業場内で消費するとともに、余剰分を地元地域で有効利用することを検討しているとしております。

次に38 ページの(2) 環境影響要因及び環境影響評価の項目についてですけれども、「水

質、底質」、「地下水」など 11 項目については、評価項目に選定していないとしており、本事業の事業特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮すると、評価項目の選定について特に問題はないと考えますが、住民意見等の中には水質や生態系等への影響を懸念するものもございました。

以上のことを踏まえまして、11 行目から課題を 3 つ記載してございます。

まず 1 点目ですが、本事業は、これまで一般廃棄物処理施設が設置されていた場所を事業計画地として一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を処理する施設を設置し、その処理能力も既存施設に比べて増大する計画であるといった特性がある。そのため、事業の実施による環境影響を最大限低減できるよう、施設の規模（処理能力及び排気筒の高さ）や焼却方式に関する複数の案を環境の保全の見地から比較するとともに、事業計画及び環境保全措置を十分に検討した上で、調査・予測・評価を行い、その内容を準備書に記載する必要がある。また、事業計画等の検討及び調査・予測・評価の実施にあたっては、環境影響評価を実施する地域を管轄する市町の長からの環境保全の見地からの意見についても勘案する必要がある。

2 つ目、発電電力の運用について、熱エネルギー回収・電力供給に関する計画の熟度を高め、その発電計画の詳細について、準備書において明らかにする必要がある。

3 つ目、本事業計画の特性を踏まえた住民等意見が多数寄せられていることも鑑み、施設設置の必要性、施設の規模や焼却方式等の事業計画の根拠、環境影響評価を実施する地域の設定根拠、各環境影響評価項目を選定する理由または選定しない理由について、地域住民等の理解が得られるよう、丁寧かつ十分な説明を行う必要がある、といたしました。

では、次に 39 ページ目からの大気質に移ります。

まず、事業計画についてですが、新規焼却施設の排ガス濃度の計画値は現段階での計画値であるため、詳細設計により変更する可能性があるとしております。22 行目から、先ほど全般的事項でもございましたが、排気筒の高さについての記載でありまして、高さの設定根拠が和泉エネルギープラザにおける環境影響評価の結果を参考にしたとしておりますが、計画施設と和泉エネルギープラザでは、立地条件、焼却する廃棄物、気象条件等が異なっております。

(2) から (5) までの説明は割愛させていただきますして 43 ページ目に移ります。

43 ページ目の (6) 課題です。

これらのことを踏まえまして、まず 1 つ目、周辺地域の気質への影響を最大限低減する観点から、焼却施設からの排出ガス濃度について、本事業計画の内容や類似施設における事例等を踏まえて環境保全措置を十分に検討の上、排出ガスの諸元値を精査し、準備書にその内容を記載する必要がある。

2 つ目、排気筒高さについて、計画施設の立地条件、焼却する廃棄物、処理規模、気象条件等を踏まえて改めて検討し、準備書においてその設定根拠を示す必要がある。

3 つ目、施設の稼働による大気質への予測及び評価をより正確に行う観点から、現況調査地点選定や予測方法の妥当性について十分に検討した上で調査、予測及び評価を行う必要がある、とさせていただきます。

では、次に 44 ページ目からの騒音・振動・低周波音に移ります。

まず、(1) 事業計画についてですが、廃棄物の搬入出を考えた場合、主要なルートとなる阪神高速 4 号湾岸線や、大阪府道 29 号から事業計画地までの間に住居等の立地はなく、大型車両は阪神高速 4 号湾岸線、小型車両は府道 29 号を使用するとしております。

(2) から (4) は割愛させていただきますして、45 ページの (5) 環境保全対策の実施の方

針についてですけれども、自社及び持ち込み業者の廃棄物運搬車両や工事車両についても幹線道路を使用し、生活道路の通行はしない計画としています。

46 ページの（6）課題に移ります。

課題は1点記載しておりまして、施設の供用及び工事の実施に伴う車両の運行計画を詳細に検討し、道路交通騒音及び振動について予測・評価を行う必要がある。なお、施設の供用に伴う車両の運行計画については、走行ルート別・車種別の台数を精査する必要がある、とさせていただきます。

続きまして47ページからの悪臭と50ページからの土壌汚染、51ページからの人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、指摘事項につながる課題がないため割愛をさせていただきます。

では、54ページからの景観についてご説明いたします。

（1）の事業計画の7行目ですが、建物の高さについて、旧クリーンセンターが16.75mであるのに対し、計画施設では、最大30m未満を計画しているとあります。

19行目の（3）調査の手法についてですが、55ページ目の2行目から記載の部分です。「阪神高速4号湾岸線」の地点、これは車窓を想定しており、走行車から見た横方向の視界になるが、遮音壁に遮られない大津川の上の地点を最もインパクトがあるとして選定したとしています。また、湾岸線の岸和田北インター出入口付近には旧クリーンセンターを前方に視認できる地点があるが、遮音壁の陰になるなど、景観上インパクトが大きいものではないとのことでありました。

13行目ですけれども、計画施設は旧クリーンセンターよりも高くなるとしておりまして、現況では排気筒のみが視認される調査地点となっている地点のうち、新浜緑地等において、計画施設の設置後は、煙突に加えて建物の一部も視認できるようになる想定とのことでした。

また事業計画地は、住民等が利用する忠岡町民第2運動場及び新浜緑地と近接しており、計画施設が旧クリーンセンターと比較して高くなることを踏まえ、近傍からの景観への影響を確認できる地点を調査地点として追加する必要があります。

以上を踏まえまして、57ページ（6）課題ですが、1点目としまして、施設の配置、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑地配置について十分に検討し、周辺の環境との調和が得られる建築計画として、その内容を準備書に記載する必要があります。なお、計画施設の建物高さが現況より高く計画されていることから、現況で視認される排気筒に加え、新たに建物の視認も想定される眺望地点からの景観については、特に留意する必要があります。

2つ目、景観の調査地点について、「阪神高速4号湾岸線」上を走行中前方に計画施設を視認できると想定される地点での景観の変化を確認するため、北向き車線及び南向き車線の各1地点を調査地点として追加する必要があります。また、近傍からの景観への影響を確認するため、忠岡町民第2運動場及び事業計画地北端と新浜緑地の間の道路上の地点についても調査地点として追加する必要があります、としております。

続きまして58ページからの廃棄物、発生土に移ります。

（1）は割愛させていただきます、（2）の予測及び評価の手法についてですが、事業者は施設の稼働に伴い発生する廃棄物について、種類、発生量、再生利用量及び最終処分量について、既存類似事例等を参考に、原単位等による計算により予測するとしており、産業廃棄物についてはグループ会社の実績、一般廃棄物については旧クリーンセンターの実績を基に予測

するとのことでありました。しかしながら、エネルギー回収施設やリサイクル施設において処理する廃棄物の種類及び処理計画量は示されているものの、処理計画量の一般廃棄物及び産業廃棄物の内訳等については示されておりません。

(3) の環境保全対策の実施の方針は割愛させていただきまして、59 ページ目の (4) 課題に移ります。

1 点目ですけれども、施設の稼働に伴い発生する廃棄物量の予測にあたっては、エネルギー回収施設やリサイクル施設において処理する廃棄物の種類毎の処理計画量を可能な限り示した上で、既存類似例等を勘案して適切に原単位等を設定し、予測する必要がある。

2 目、最終処分量を可能な限り縮減する観点から、焼却灰等の発生量を抑制する設備や運転管理計画について検討し、準備書に記載する必要があるとしております。

では、60 ページからの地球環境に移ります。

(1) と (2) は全般的事項との重複もありますので割愛させていただきまして、(3) 目の予測及び評価の手法についてですが、60 ページの 31 行目から予測方法について記載してございます。温室効果ガスの排出について施設の稼働に伴うものは既存類似事例等を考慮し事業計画及び原単位により予測する、また、建設機械の稼働に伴う排出については工事計画及び原単位による計算で予測する、車両の走行に伴う排出については車両ごとの原単位等による計算で予測する、としております。

19 行目からの (5) 課題に移ります。

まず 1 点目、施設の供用及び工事の実施に伴う温室効果ガスの排出量を可能な限り低減する計画とし、その排出量低減対策の具体的な内容を準備書に記載する必要がある。

2 目、温室効果ガスの排出量に係る予測・評価にあたっては、それを実施する範囲及びその設定の考え方を準備書において詳細に記載する必要があるとしております。

続いて 62 ページからの気候変動適応等についてです。こちらも (1)、(2) は割愛させていただきまして、(3) の環境保全対策の実施の方針についてですが、事業計画地及びその周辺における最大浸水深は 3～10m と想定されており、浸水の危険性があるとしております。また、事業計画地では、南海トラフ巨大地震で最大クラスの地震が発生した場合の震度は 6 弱で液状化の可能性指数、PL 値は 20～25 と液状化の可能性が高いとされております。

これらのことなどを踏まえまして、63 ページの (4) 課題ですけれども、事業計画地及びその周辺においては、高潮・高波による浸水、南海トラフ巨大地震による液状化及び津波による浸水が想定されることから、高潮浸水シミュレーションや忠岡町ハザードマップ、津波浸水想定について最新の情報収集・把握に努め、それらを踏まえた事業計画を立てた上で、化学物質の漏洩や廃棄物の飛散・流出等の環境への影響を最小限にとどめるよう対策を検討し、その具体的な内容を準備書に記載する必要があるとしております。

続きまして、64 ページからはⅢ指摘事項を記載しております。これは先ほども申しましたように、各項目の課題を審査会の意見として指摘事項としてまとめておるものになっております。指摘事項の内容につきましては、今、ご説明させていただきました検討結果の各項目の課題の通りになります。

簡単ですが、資料 1 についての事務局からの説明は以上でございます。

○近藤会長 はい。どうもありがとうございました。今の説明からもお分かりいただけますように、専門調査部会ごとに相当な時間をかけて丁寧な検討を行っていただきました。最終的な

取りまとめにあたり、全体を横断的に確認いただいて、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。ではよろしくをお願いいたします。挙手をしていただけるか、あるいは音声をオンにして直接話しかけていただければと思います。

○黒岩総括主査 島村委員から手が挙がりました。

○近藤会長 島村委員、お願いいたします。

○島村委員 今もご説明いただいた点ですけれども、手元のページで言いますと70ページの排気筒の高さの点です。事業者側の理由も先ほどご説明いただいて、これまでも話題になったことだと思うのですけれども、住民の方々の意見の中で、50mの煙突だと大気汚染物質の拡散について懸念があるという意見が出ています。排気筒の高さは、代替案の検討をする配慮書の手続段階ではもはやないのですけれども、このあたりはどういうことを想定されていますか。事業者の方に50mでも大丈夫だということを、適切な根拠を今後更に示してくださいというようなことです。実際に調査をされて拡散予測をして、その数字で例えば準備書の中で丁寧にご説明いただくというイメージなのかどうか。これが第一点です。関連してですが、現地調査の時に、実際に現地で風況とかを調査をされていたと思います。あの時も質問させていただいたのですが予備調査の結果は参考値として集めているだけで、この方法書が確定した後に、風況調査とか、改めて現地で予測をすることになるのか。予備調査の位置づけについて伺えればと思います。

○近藤会長 これは事務局から。

○良田主査 はい、事務局です。まず1点目のご質問についてですけれども、排気筒の高さが50mで妥当かどうかということを含めて、設定した根拠等をしっかりと準備書において記載いただくように指摘事項等で書かせていただいております。2点目のご質問の予備調査の結果の取り扱いにつきましてははですね…

○島村委員 質問が曖昧だったかもしれないのですが申し訳ありません。基本は方法書で環境影響調査の評価項目や評価の手法が固まってから調査をするというのが制度の建前で、ただ、実務上、方法書が固まる前に現地調査をするというご説明を受けたと記憶しています。方法書が固まってからもう一度、正式な調査をするのか、それとも、もうせずにこれまで集めたデータでもって調査したことにするのかという、そういう趣旨の質問でした。

○黒岩総括主査 島村委員、ありがとうございます。その点ですけれども、基本的には島村委員からおっしゃっていただいたように、方法書で調査や予測の手法が示され、それに基づいて、準備書で予測評価の結果を示していくというのが手続きの流れです。その点については、今回の方法書の段階で、まだ、先ほどの煙突高さの話もそうですし、事業計画として定まっていない点というのも複数ございましたので、資料1の検討結果38ページの全般的事項の課題の1つ目、14行目から、事業の実施による環境影響を最大限低減できるように、まずはいろいろな施設の規模等の比較、事業計画及び環境保全措置を十分に検討した上で、調査・予測・評価

を行い、その内容は準備書に記載する必要があるというふうに書かせていただいているところです。そのため、事業計画の内容に沿って、もし、当初想定 of 調査内容で足りないところがありましたら、もちろんこれから実施していただく必要がありますし、基本的にはこの方法書に対する知事意見も踏まえて、準備書のための調査・予測をしていただくという流れになっております。

○島村委員 ありがとうございます。そうすると、これまでの調査データを利用というか流用するのではなくて、この方法書が固まった後に現地調査、風況調査も含めてやるというふうに理解しております。それで大丈夫ですか。

○佐藤課長補佐 基本的には方法書で、調査とか予測とかいう手法が一定固まった上で調査を実施するというのが原則というか一般的ですけれども、あらかじめ実施した調査につきまして、特に問題ないというような調査内容であれば、それは本来であれば手続き的には段階を踏んでという形になるのですが、それを使うことはできないという解釈にもなりません。その調査内容がおかしければ、準備書の段階でもう1回やり直せというような指摘になりますし、その調査内容自体がこの方法書を経た後にやったとしても、同じ調査方法や予測結果であれば、それを使って準備書において、予測結果を示し評価をするということは可能であるというふうに事務局は考えております。

○島村委員 それがおもしろよくあるパターンだということですね。本来は方法書手続の潜脱のような感じがします。つまり、大気汚染の場合だったらよいのですけれども、特に自然への介入を伴うような調査の場合を想定するとわかりやすいですが、方法書が固まってから調査・予測・評価をするというのが法制度の建て前だと思います。方法書が固まって、市民意見や市長意見を聞いて、適正な調査、予測、評価の手法でもって、初めて現地に手をつけてよいということになるのだと思います。大気汚染の調査の場合には、土地の改変とか、自然への干渉とか、生態系への影響とかなないので、問題がないのだと思いますが、一般論として、あらかじめ調査をしてしまって、方法書でバツはつかないだろうという予測のもとに、先にやってしまうということですね。そういうやり方はアセス法や府の条例は予定してないのだろうなと思います。

○佐藤課長補佐 はい。島村委員のおっしゃる通り、それが原則というか、手続きを踏んでから調査していただきたいと思います。今回の調査地点であるとか、大気だけでなく、他の地点についても、もしここが必要であるというようなご指摘とか、ご懸念とかいうのがあれば、そういう指摘をした上で、追加調査をしていただくという流れになるのかなというふうに思っています。

○島村委員 はい。私の問題意識としては以上です。

○近藤会長 はい。では、他にどなたかご意見ございませんでしょうか。

○渡辺委員 渡辺です。

○近藤会長 お願いいたします。

○渡辺委員 資料1の後半部分の67ページ以降に、別紙として、町長意見、市長意見、知事や事業者へ提出された意見の概要や事業者の見解などがいっぱいあります。私たちの立ち位置としては、これらの意見等に対して、特に言及したり、関与する必要はないのかについて教えてください。

○佐藤課長補佐 はい。大阪府のアセス条例上は、特にこの審査会において、市長意見や住民の意見を勘案して意見を述べるというような条文になっていません。知事意見を述べるにあたっては、市町長意見、この審査会からの意見、住民意見、住民意見に対する事業者見解、その他諸々を勘案して知事意見を申し述べるという形になっています。しかしながら、この審査会におきましては、過去からずっと、地元と周辺の市町の首長意見や、住民意見、事業者見解も踏まえて、専門的な見地からのご意見がありましたらお伺いし、それらも反映した指摘事項とさせていただきます。

○渡辺委員 ということは、これらについて逐一コメントする必要はないけれども、これらを参考にしながら、指摘事項をブラッシュアップしてくださいという趣旨ですね。

○佐藤課長補佐 そうですね。意見すべてを反映する形で、指摘事項として挙げるのはなかなか難しいですが、ある意見については審査会としても取り上げて指摘事項にすべきというような意見であれば、追加していただく形になります。

○渡辺委員 はい、わかりました。いずれにしても、多分、事業者と住民の間で直接話し合いをする場面で、結構揉める話になると思います。この審査会で、我々は妥当な環境アセスメントがされましたと示せばいいわけですね。産業廃棄物処理施設の方が、実はとても丁寧にやっているってこともあるので、どのようにコミットしたらいいのかという観点で質問しました。内容的には全ての意見等についてフォローする必要はないというふうに理解したいと思います。事務局からのご回答でいいかと思います。

○近藤会長 はい。ありがとうございました。では、他の委員の方から何かご質問ございませんでしょうか。

(発言なし)

ご意見がないということでよろしいでしょうか。

(発言なし)

はい。そしたら、特段、他にご意見がないということですので、検討結果の取りまとめを行いたいと思います。

ご意見2ついただきましたけれども、特に案を修正すべきとする意見ではありませんでしたので、本日、説明いただいた検討結果を審査会答申としたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

異議のある方は表明していただければと思いますがいいですね。

(発言なし)

はい。それでは10月2日に照会を受けました審査会の意見については、本日付けで大阪府に回答をいたします。委員の皆さん方にはこの間、専門調査部会で精力的にご審議いただき非常にありがとうございました。

それでは、議題1は、これで終了といたしたいと思います。

それでは、続いて、議題2のその他について事務局の方からご説明をお願いいたします。

○黒岩総括主査 検討結果を取りまとめいただきましてありがとうございました。今後、速やかに事業者に対し、大阪府知事意見を申述できるように手続きを進めてまいります。今後の予定ですけれども、令和6年の9月の審査会において説明いたしました「大阪沖新島地区埋立事業における護岸概成時のレビュー」が、この3月以降提出される予定となっております。審査の進め方等につきましては、事務局の方から会長とご相談させていただいた上、委員の皆様にもご連絡をさせていただければと考えてございます。その他については、現時点で、審査予定時期が具体化しているものはございませんが、アセス図書の提出の動きがありましたら、ご審議お願いすることになりますので引き続きよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。それでは、予定していました議事は以上でございますが、委員の皆様方、他に何かございませんでしょうか。ご意見等ございますでしょうか。

(発言なし)

よろしいでしょうか。

(発言なし)

はい。特にないようですので事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

○谷垣環境管理室長 環境管理室長の谷垣でございます。閉会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様には、(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業の環境影響評価方法書の検討結果を取りまとめていただき誠にありがとうございました。いただきました検討結果を踏まえまして、速やかに知事意見を事業者に述べたいと存じます。また、今年度については、本日の審査会が最後となる予定でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、様々な事業で審査会や専門調査部会においてご審議をいただき誠にありがとうございました。今後も本府の環境アセスメント制度の運営にお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。それでは改めまして、本日は誠にありがとうございました。

○佐藤課長補佐 それでは委員の皆様方、ご退室いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時48分